

都内初



災害時に病院から避難拠点へ電力を供給 順天堂大学医学部附属練馬病院からの電力供給に関する協定を締結

協定締結日	平成31年3月26日(火)
会場	練馬区役所(豊玉北6-12-1)

26日、区は順天堂大学医学部附属練馬病院(災害拠点病院)と「地域コジェネレーションシステム(※)整備に関する協定」を締結した。

協定内容は、災害時に区立石神井東中学校が停電した時に、病院のコジェネレーションシステムから、石神井東中学校体育館(避難拠点)へ電力を供給するもの。

災害拠点病院が避難拠点へ災害時に電力を供給する協定を締結するのは、都内自治体では初となる。

担当者は「今後、訓練等を通じて連携を強化し、区内の災害時のエネルギーセキュリティの確保を一層推進していきたい。」と話している。

(※) 地域コジェネレーションシステム

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を、災害時に近接医療救護所に融通するシステム



▲協定締結式の様子

【内容】

- (1) 災害および災害に準じる緊急事態の発生に伴う電力の供給
- (2) 地域コジェネレーションシステムの整備および維持管理等に関する費用の応分の負担

【経緯】

東日本大震災を契機として、従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給の脆弱性が明らかになった。また、平成30年に発生した北海道胆振東部地震での全域停電や台風24号の影響による静岡県内の大規模停電では、復旧に時間を要し、市民生活に大きな影響を及ぼした。首都直下地震の脅威が叫ばれるなか、災害時のエネルギーセキュリティの確保を更に高める必要がある。

区は昨年、医療救護所に電気自動車で給電する体制をつくった。今回は、これに加え、災害拠点病院近くの避難拠点(医療救護所)である体育館に電力を供給することで、医療救護所と災害拠点病院が連携して対応できる体制となる。

【今後の予定】

平成31年度(2019年度)	設計
平成32年度(2020年度)	工事
平成33年度(2021年度)	運用開始

【参考】避難拠点

練馬区では、区立の小・中学校を地域での災害時の活動拠点にもなることから、単に「避難所」や「避難場所」と呼ばずに「避難拠点」と定めている。避難拠点では、震度5弱以上の地震が起きて、学校の建物が安全な場合に、避難者の受け入れや在宅避難者への支援を行う。